平成27年度 第1回 宇部市地域自立支援協議会 会議録

日時:平成27年7月7日(火) 19:00～21:05
場所:シルバーふれあいセンター 3階 第3講座室
（出席者）
別紙委員名簿から、欠席の高木佳代子委員を除く18委員
市 健康福祉部 青木部長、中野次長
障害福祉課 谷課長、藤原課長補佐、清水係長、
梶山主査、岡村主査、西條係長
（傍聴者）:なし

１ 宇部市地域自立支援協議会委員委嘱状交付

２ 宇部市地域自立支援協議会について

事務局から、設置の目的及び協議内容について説明

３ 議事

（１）心身障害者福祉手当の廃止に伴う安心施策の実施について

(事務局)別添(資料1)に沿って説明

■質疑応答等

●宇部市発達障害等相談センターそらいろ(以下、「そらいろ」という。)のこの6月の相談実績で、電話が39件と来所が27件、合わせて66件と説明があったが、相談者の平均年齢はどのくらいか。

(事務局)年齢については把握していないが、電話相談の内容については、発達障害が10件、情緒的な問題が1件、ひきこもりが1件、進路について4件、勤務先の問題1件、精神疾患1件、その他2件、DVが1件であった。相談者は家族がほとんどで、本人からの相談もあったようである。

来所相談についても、同じような相談内容になっている。ひきこもりについては、「ひきこもり相談支援充実事業」を実施しているNPO法人ふらっとコミュニティひだまりにつなぎ、DVに関しては、子どもの相談だったので児童相談所につないだと報告を受けている。

●宇部市障害者ケア協議会(以下、「ケア協」という。)が似たような事業を実施していると聞いたが、いかがか。

●ケア協の知的部会の中で、平成17年か18年からか、就学相談会を開催している。これは、ケア協のメンバーで実施しているものだが、市内の小学校の先生方にも協力をいただいている。土曜日の昼間にみなさんに来ていただいて、就学にあたっての色々な不安感や、学校でどういうことをするのだろうか等、色々な悩みをお持ちの方に来ていただいて、地域の学校の先生方から直接話を伺う、といった会を開催している。大体、6月の第2土曜日くらいに開催しているが、今年度は、確か22名の参加があって、その中には、お母さんだけではなくご夫婦で相談されている方もいた。

●「そらいろ」は、ケア協という民間団体と、教育委員会の間にあるようなイメージでいいのだろうか。

民間ではなく行政が行う。だけど、教育に直接携わるものが実施するわけではない。保護者にとっては、就学時検診等が振り分けられていくのではないか、といった心配があるように感じる。だから、「そらいろ」は、いつでも相談ができる、もう少し敷居の低い行政機関というような意味合いで考えてよろしいか。
（事務局）問題ない
●安心施策の内容が正式にどうなったのか、というのがかなり気になっていたので、行政の方から、在宅障害児・者と家族を支援する会の総会の時に、特に、障害者の安心緊急支援の内容について、説明をいただいた。全体として、安心施策として中身を充実していただいて、今後これらがどのように運営されるのか、というところの期待が半分、それから、今後予算がどうなるのか、という心配が半分であった。

例えば、この安心施策の内容を誰にどのように伝えるのか、通知をしたのか、というのが気がかりである。必要なところにきちんと伝わっているのか。

緊急ショートで言えば、障害支援区分認定（以下、「区分認定」という。）を持っていない人が対象ということになっているので、区分認定を持っていない人にどうやって知らせるのか、というのが一番大きな問題だと思う。どういう方が利用できるのかというのを、どうやって周知するのか。ホームページを見てください、という話もあるが、これはまさに経済的な格差が反映される情報提供の方法だと思う。だから、そういう意味では、この緊急ショートもそうだが、他の施策の福祉タクシー券についても、拡大されましたと言いながら、どのくらい拡大したのかよく分からないし、そういう情報提供の方法、皆さんに本当に必要なところに必要な情報が届いているのか、というのが一番心配なところである。

それと、発達障害児等支援者研修会の実施について、支援者への研修というのは大事なことだと思うが、これは本来教育委員会がやるべきではないのか、という議論をした部分だと思う。その中で説明を聞いていると、訪問によって対象者の状況把握をして、現状のサポート体制を評価するというのは、本来教育委員会がやらなくてはいけないことだと思う。学校が今何をして、どんな支援体制をとって何が不足しているのか、というのは自分のところできちんと評価しないと意味がないのではないか。もう一つは、コーディネーターとして総合支援学校等の地域コーディネーター、そういった方が中に入らないと意味がないのではないかと思う。だから、市が実施する施策なので、市の職員や関係者だけが実施するのではなく、この宇部市地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）でも、色々な方が色々な意見を言うから充実しているのであって、この施策に関しても、協力できるところは協力体制を入れていく、というようなことを考えていかないと、予算がいくらあっても足りないのではないのか。本当に必要なところに予算がいくのだろうか。その中で、障害者の安心緊急支援については、利用者がいないからやめよう、という話になりそうな気がする。要するに、誰が利用できるのか分からないうちに、利用者が誰もいないから施策をやめよう、という話にならないだろうか。

障害者の理解促進に関しても、できれば具体的に復習するとか、その後の反省点とか、イベントとか、そのあたりももちろん市の方で色々企画をしていただくのはとても嬉しいが、それに対してどう市民が協力できるのか、というところもついでに考えていただきながら、予算配分はいったいどうなっているのだろうか。昨年の安心施策検討会では、各施策に対する予算額が資料の中に出ていたと思うが、今回は全く出ていない。その辺も気になる。

（事務局）安心施策の内容に関しては、せっかく施策を実施するので、情報はしっかりと届けなくてはいけない。特に、緊急ショートについては、区分認定を持っていない方、日頃、障害福祉課にあまりかかわりがない方が対象になってくるので、周知方法が難しいと思っている。それで、今考えているのは、何かあったときの病院や医療機関で、私の子どもが今障害を持っているが、というような話になったときのために、病院や医療機関への制度の周知をしっかりとしていかないといけないのではないかと考えている。

市のホームページでの周知というのは、行政がよく言う言い回しであるが、その他として、広報うべにこの事業を掲載して、宇部市の方で問い合わせを受ける形での情報提供をしていきたいと考えている。

それから、タクシー券の増配については、情報提供の方法がとても難しいが、宇部健康福祉センター（以下、「センター」という。）の方で、難病の受給者証の更新が7月から始まるので、それに合わせて行っている。センターの方で、難病の受給者証に関して、障害の内容を把握できているみたいなので、該当者の方に声をかけていただく、という方法で周知を進めているので、また強く協力を求めるところである。

発達障害児等支援体制充実事業に関する、学校教育現場の方でコーディネーターが入らないと、いう意見に関しては、まだ事業を始めたばかりなので、今後、協力体制というものをしっかりと考えていかないといけないと思っている。また、障害者理解についても、市だけでなく地域で事業を実施して、市民の方に障害の理解促進をしていかなければいけない。障害者差別解消法の施行に向けて、市民の方といっしょに活動し、協力できるような体制づくりも必要なことだと認識しているので、是非やっていきたい。

●以前の協議会で、（校区の）運動会にしても、スタートで差をつけるのではなくて、いっしょに競技をすることが本当の障害者理解だという意見があった。障害者理解の方策について、いかがか。

●具体的な案はないが、障害のある人たちを理解していく中で、障害があるから、という形をできるだけなくしていくことが必要ではないだろうか。例えば、障害者の祭典のようなイベントで、小中学校の皆さんもいっしょに入って、お客さんではなくて、いっしょにそのイベントを盛り上げていくようなやり方もいいのではないか。だから、障害のある人、ない人という壁を作るのではなく、いっしょにやれるような事業計画、そういったイベント的なものもおもしろいのではないかと思う。

●心身障害者福祉手当廃止のお知らせ（資料1）は、我々協議会としても、安心施策の予算がなくなったり事業が消えていく心配があるので、当協議会としても、この重要なお知らせを大事に取っておきたいと思う。

（２）宇部市障害福祉プランについて

（事務局）宇部市障害福祉プラン（当日配布資料）に沿って説明

■質疑応答等

●就労継続支援事業の説明をお願いしたい。

（事務局）就労継続支援については、就労継続支援 A 型（以下、「A 型」という。）と就労継続支援 B 型（以下、「B 型」という。）がある。A 型については、直ぐに一般就労は難しいが、今後一般就労等を目指す位置づけのサービスであり、基本的に事業所と雇用契約を締結し、サービスの提供を

受ける。また、最低賃金の適用もある。

B型については、そこまで能力がいかないと言うか、なかなか一般就労が難しいが、能力によってはA型に移行するとか、もちろん全く一般就労の可能性がないわけではないが、そういった方に提供するサービスになっている。雇用契約の締結もなく、1か月間作業をされて受ける工賃も、月平均2万円弱くらいとなっている。

市としても、利用者の割合としては、当然B型よりもA型の方を増やしていきたいということで、第3期計画ではこういった形で数値目標をあげさせていただいたが、目標値までの達成ができなかった。平成26年度については、A型とB型の利用者合計に対するA型の利用者の割合が、目標値30％に対し、実績は15．6％となっている。

●A型事業所を立ち上げようとする方が結構いるが、ハードルが高いのか、立ち上げたもののやめてしまった、いう話をよく聞く。何かそのあたりの難しさがあるのだろうか。

●実際のところ、障害福祉サービス事業所の立ち上げは難しいと思っている。人員的には、どの事業においてもサービス管理責任者という資格者が必ず配置されなければならない。その人がいるかいないかという問題がある。それから、A型については、利用者と雇用契約を結ぶという大前提がある。雇用契約を結ぶということは、障害の有無にかかわらず、最低賃金を守らなければならない。最低賃金を守るだけではなくて、一労働者となるのだから、雇用保険や社会保険等の加入も義務付けられてくる。そうなると、それだけの収益をあげる事業をどうやって実施するのか、ということになると、ここに大きなハードルがあるように思う。しかし、現状として、全国的にはA型事業所の設置が大変多くなってきている。この事業がなぜ多くなってくるのかというと、今までは企業が障害のある人を雇用した場合、特定求職者雇用開発助成金という補助金等があったが、障害福祉サービス事業所ということになれば、株式会社であろうと社会福祉法人が経営する事業所であろうと、同じ給付費が入ってくる。ということになると、企業側としては、障害福祉サービス事業所を立ち上げる方がやりやすい。現状としてよく言われるのが、色々なところが今A型事業所を立ち上げようとしているが、そこで、障害のある方が働くというところで、最低賃金を低く見積もる制度もあって、そういったものを活用したり、雇用保険の加入については、1日4時間（週20時間）以下であれば加入する必要がなくなるので、そこをうまく利用して、特に精神障害の方は長時間の労働が無理だからということで、1日3時間にしてそういった負担から逃れて、事業を計画していくような事業所がかなり増えてきているので、そこはすごく注意する必要がある。

宇部市障害福祉プラン（以下、「プラン」という。）の76ページに「（b）サービス見込量確保への取り組み」とある。サービス見込量を確保する必要はあるが、その事業所の指定は県が行うところで、市としてもサービスの内容自体を十分注意しないと、障害のある人たちが、劣悪な環境で働くということになり、事業者の方が儲かるという環境ができる可能性が十分あるので、ここは注視していかないといけない気がする。だから、計画の見込量というのも大事だが、その根拠となるものがなんでもありというわけにはいかないということも十分注意しないと、今まで、福祉制度が措置という形でされてきたものが、障害福祉サービス事業ということで、第二種社会福祉事業という部分からすると、どこでも事業ができるような形ができているので、すごく進歩もするが、危険もはらんでいるところは十分懸念しておく必要があると思う。

私のところにも、多くの方が事業を立ち上げるのにどうしたらいいか、と相談に来られるが、これだけのことが守れますか、という提案をすると、だいたいの方が尻込みされる。でも、事業をやって

いただけるのであれば、積極的に協力はしていきたいと思っている。

●プラン51ページの「(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行」の部分で、県が数値目標を掲げると説明があったが、今、国が病院のベッドを3割削減するといったことを発表している。それから、精神科病院の方も二分していく。救急の病院とそれから慢性期の方が来られる病院、その慢性期の病院のベッドをおそらくこれから削減していく流れになろうかと思う。そこで、これから病院を退院する方、これまでもあったが、病院からセンター、ここに退院の連絡をする。そうすると、プラン53ページの包括システムで対応していただいている。以前は、病院だけで退院に向けて色々手を尽くしていたが、今はこういった調整や地域生活の色々なところと協力してやっていただいているし、色々なところから来ていただいて、個別の支援会議というか、調整会議がどんどんできるようになっている。

そこで、2点お尋ねしたいが、1点目として、精神科病院から、このシステムを使ってこの包括システムの方に年間どのくらい実際に動いているのか。2点目として、住むところを探すのはなかなか難しい問題である。グループホームに移ることはすすめていただきたいところだが、グループホームも数が限られている。そこで、市営住宅であるとか、そういった公共の住宅をグループホームとして活用する。こういったことがプランに載っているが、市ではこういったことについての計画があるのか。

●1点目について、山口県立こころの医療センターからは、年間4～5件くらいこのシステムに乗っている。その他、片倉病院が年間1～2件、その他の精神科病院はほとんど使っていない。

圏域で考えているので、宇部市・山陽小野田市・美祢市が圏域になるが、圏域外からは、山口市・長門市・萩市等がある。県立病院だと、色々なところから入院があると思うが、だいたい山口県西部地区が多いのではないかと思う。宇部市の方であれば、連絡していただいて、病床数の削減や、早期退院・早期離床、また社会復帰促進という意味でも、色々な職種の方々が集まっていただけると思うので、是非このシステムをご利用いただきたい。山口大学医学部附属病院で年間150件くらい、宇部興産中央病院で年間70～80件くらいある。

(事務局)2点目について、4～5年前にも同じ議題があり、国から住宅担当部署の方に通知があり、住宅担当部署から障害担当部署に業務が降りてきて、当時、障害担当部署の方から、市内の全法人というか社会福祉法人を中心に、こういった市営住宅になった場合、そこを借り上げてグループホームやケアホームにする計画について調査をしたことがある。残念ながら、その当時は1か所だけ「検討する」という返事をいただいたが、残りの法人は全て「考えはない」という回答であった。まだまだそういう時代であったが、住宅施策の方で、市営住宅を計画していく時期があり、次の計画のときに、住宅部署の方が、そういったところを踏まえて計画を立てましょう、という意見があり、確か来年度がその計画を見直す時期だったと思うので、そのときには障害担当部署との協議等もあると思うので、そういったニーズがあるのかどうかを、市内の事業所と調整をしながら把握して、住宅担当部署の方に回答したいと思っている。

●精神障害者の方のグループホームの整備について、なかなか地域住民の方の理解が難しいところがある。多くの精神障害者のグループホームが、病院の敷地内やその近くにあり、本当の意味での地域生活を営むことが、現状として難しいところがある。そういった意味でも、市営住宅にグループホームができるということは、とても大きな問題点もあると思うが、また理解を深めるということから、是非とも取り組んでいただきたいと思っている。

(事務局)精神障害者のグループホームの整備について、本年度整備計画が1件出そうである。予定では9床と聞いている。今後、地域移行される方の受け皿として検討いただければと思う。

（３）平成 26 年度実績報告

①「第３期宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）」に係る実績報告

② 相談支援事業の実績報告

（事務局）別添（資料２）及び（資料３）に基づき説明

③ 障害者虐待防止法における相談件数について

（４）障がい等地域支援ブロック会議の報告

（事務局）別添（資料４）及び（資料５）に基づき説明

（５）障害者差別解消法について

（事務局）別添（資料６）及び障害者差別解消法リーフレット（当日配布資料）に基づき説明

■質疑応答等

●障害者差別解消法が来年４月から施行されるが、行政の方には、この件について真剣に取り組んでいただきたい。この障害者差別解消法が施行されても、何百年続いてきた差別の歴史が本当に一朝一夕にはなくならないと当事者は思っている。私たちは、この障害者差別解消法は、本当は障害者差別禁止法を要求していたが、民主党時代にこの法律案ができて、自民党政権になって、障害者差別禁止法では表現がきつ過ぎるから、妥協して障害者差別解消法という名前になった。そういう経過もあるので、何百年と続いた歴史が一朝一夕に解決するとは思っていないので、行政もしっかり色々な窓口で色々な委員を選ぶ基準だとか、本当にしっかりやっていただきたい。でなければ、障害者差別解消法がごちゃごちゃになって、名前だけの法律になってしまう。罰則規定もあいまいであり、そういう点も当事者としては非常に危惧している。行政やここにいる委員の方々の力や後押しが本当に必要になってくる。

差別と、先ほど議事にあった虐待というのは、本当に表裏一体で、ひどい差別になって虐待が起こる。下関の施設虐待の件で、全国の人権委員の団体の人たちといっしょに市役所や施設に行ったが、あの事件は本当にひどかった。テレビに出てあれだけ取り扱われたので、あれがなければ未だに虐待が続いていたのではないかと思う。

色々な合理的配慮がある。合理的配慮というのは、私たち当事者が配慮を求めて当然だという合理的な根拠がある配慮である。配慮というのは、一般的にその配慮をする側だけの話になりがちだが、配慮を必要とする合理的根拠があるということで、この言葉があると思う。

小さな差別の件で触れされてもらうが、この会議の初めに各委員の紹介があり、事務局は各委員に起立を求めていた。私の紹介のときは、私が車いすを使用しているから、代わりに介助者を立たせた。このことは、私は本当に小さな差別だと思う。車いすを使用して

いる私を委員に選んでいるのだから、私は立てなくて当然なので、声のあいさつだけで十分なはずである。立ってあいさつする皆さんの基準を私にまで当てはめることは、これは小さな差別ではないのかと思う。こういうところの本当に小さな差別とは何なのかを、行政は分かって欲しい。差別、差別って言わなくていいのではないか、という風潮が山口県にはあるが、小さな差別が大きくなって虐待等につながるので、小さな差別がどういうものなのか、行政もここにいる委員も本当に考えていただきたい。小さな差別をそのままにしていたら、障害者差別解消法は全く意味がない、役に立たない法律になってしまう。

●今の小さな差別の件については、委員の紹介のときに気づいていた。私は視覚障害者なので、まずは声を聞きたい。これは、宇部市と障害者団体がいっしょになって作成した「情報バリアフリー化の手引き」という手引書の中に、対応や接遇、また会議での必要な配慮等全部載っている。こういったことも意見として言って、その中に盛り込んでいただいた、という経緯もある。

私は視覚障害者なので、まずは、誰がどこにいるのかということを知りたい。本人の声をまずは聞きたいし、その方がどの位置に座っているのかということも知りたい。会場の全体の様子も知りたいというのがまずは基本になる。委員の紹介時に、皆さんには声を出してはいただいたが、先ほどの小さな差別の動きがあったということと、こういった会議の進め方についても、実は手引書の中に書いてある。例えば、その色々なものを紹介したり説明したりするときに、私は事前にデータで資料をいただいてはいるが、やはり、最初に「視覚障害を持っておられる方に関しては、説明等で色々不手際があるかもしれませんが、こういった形で会議を進めさせていただきます。」のような断りを言って欲しい。何ページのここに記載があります、と説明されても分からない。それと、イメージ図や図のことを説明する場合には、その内容について、こういうことがあってこういうふうになっています、という形での紹介や説明をできるだけして欲しい。

そういうことも踏まえて、いわゆる合理的配慮という形でこれをしなければ差別であるというものが色々ある。それと、合理的配慮だ、障害者差別禁止だ、と叫ぶつもりはひとつもないが、やはりまずはそういう理解、障害者そのものの特性を理解することから始まると思うので、安心施策の「（５）障害者の理解促進」があるが、これをどういった形で実施するのか。教育委員会に言っているといった説明もあったが、具体的にこの施策をどうやって実施するのか疑問に思っている。実施要綱のようなものがあるのか、窓口がどこなのか。例えば、地域で障害者理解のためにここの自治会で実施したい、といった話が出たときに、その人たちはどこに行けばいいのだろうか。誰がするのか。教育委員会だけでなければ、どこが実施するのか。各地域の（ふれあい）センターだろうか。行政が手配して全部やってくれるのだろうか。もし、今のような形で自治会等がやれば、助成をするような項目があるのかどうか。先ほど予算配分という話もあったが、そういうことも実は分からないし、安心施策をどのように実施するのか。実績はあるのだろうか。例えば、１校だけでも実績はあるのだろうか。何かこうはっきりしないし、今回の障害者差別解消法についても、どういう形で皆様にお知らせするのか非常に心配である。その行政だけの問題だけではない。市役所内部でも、どういった形でやるのか。教育委員会がどうなのか。関係部署はどうなのか。職員の対応マニュアルについても、共通的に使える仕様だと思う。ま

た、色々な相談支援事業所もあるし、社会福祉協議会等が、それをどういう形でどのように利用していくのか。自分たちにあった形に変えての対応マニュアルにしようとか、そういうところまでも含めて、きちんとやっていく必要があるのではないかと感じている。

（６）地域生活支援拠点等整備促進モデル事業について

（事務局）別添（資料７）に基づき説明

■質疑応答等

●全体の流れとして、タイムスケジュールというか、何をいつまでに、といったことをどのようにイメージしているのか。

（事務局）地域生活支援拠点等整備促進モデル事業（以下、「モデル事業」という。）の実施について、国から各市町村に意向調査が来ている。本市では、今回モデル事業を実施する意向で国に回答している。全国で１０か所程度の実施なので、本市が対象になるのかどうかは分からないが、対象になれば、国に補助申請を行うことになる。その中で、モデル事業の内容である「準備委員会の開催」が必須ということで、地域生活支援拠点等の整備にあたり、こういったものが必要だとか、先進地はどういうことをやっているのか、そういったことを専門の先生方と協議を行いながら、地域生活支援拠点の整備を進めていくことで、宇部市モデルではないが、そういったものを作って、情報発信を行う。モデル事業自体は平成２７年度の事業となっている。地域生活支援拠点の立ち上げは平成２８年度になると思うが、モデル事業の実施ということになれば、この協議会の先生方にも、準備委員会の委員としての参加をお願いするようになると思う。

一応そういった形で進めているので、本協議会においても、このモデル事業の実施に関して意見をいただきたいと思っている。

４　その他

■質疑応答等

●法律が変わると言うか、具体的に私たちの生活に直接かかわる法律が実際に動き始めるということで、特に障害福祉課は中心となるので大変だと思うし、私たちも色々な活動の中で考えなくてはいけない、知らなければいけないことがたくさんあると思う。

先ほどの障害者差別解消法の話だが、これからは障害者差別解消法があることを啓発するというか、皆さんに分かってもらう。それから、具体的には各事業所や市役所が私たち自身の生活の中で実施をしていかなくてはいけないと思うが、それにはやはり時間がかかると思う。実際に差別をしているつもりはないが、現実の生活の中では、やはり多数派の意見が先行してしまうというか、優先してしまう。そういうところがあると思うが、相談に来られたときに、相談窓口で相談して、話を聞くだけではどうにもならない。宇部市は、他のところと比べて相談事業等障害に関しては非常に先進的というか、充実はしてきていると思うが、具体的に解決する手段というか、サービスや手段の方をこれから充実させていかなくてはいけないと思う。相談に来たら、その第三者が評価というか調査しなければいけないし、調整もしなければいけないと思う。そのあたりも含めて、この障害者差別解消法についても実施に関して検討していただきたいと思っている。

●「虐待相談件数（資料４）」について、「（１）市町における相談、通報、届出件数」の通報と届出の件数が違っているのは、何か理由があるのか。また、「（２）事実確認・訪問調査実施件数」のところで「匿名、事業所名も言われず、訪問調査不可。」とある。その下についても「匿名、会社名も言われず、訪問調査不可、労働基準監督署の連絡先は紹介。」とある。やはり、情報がどこかで途絶えてしまうようなことがあるのではないかという心配がある。事実確認は、最終的には１例ということであるが、このあたりを教えていただきたいし、その後のことについて何かあれば教えていただきたい。

（事務局）ここでの通報というのは、当事者ではなく他の第三者からの通報という意味であり、届出というのは、本人（当事者）が通報してきたときに届出という言い方をしている。通報にしても届出にしても、実際にその方から色々話を聞くが、「名前はいいたくない」、「事業所は言いたくない」と、特定することを拒否される場合がある。そのケースが２件あった。通報者には、「誰にも言いませんから。」と話を聞いても、なかなかここが難しいところだと思っている。だから、情報網をしっかり作って情報をつかんでいくことが必要だと思うし、啓発活動として、予防にむけた講話などもしっかり行っていきたいと考えている。

昨年度、虐待認定したのは１件であったが、以前は４～５件あった。しっかり内容を調査し、事業所への訪問を行い、内容を精査して虐待認定をしている。今後ともそのあたりをしっかりとやっていきたいと思っている。